

住民監査請求監査結果

平成26年10月 2 日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	4
5	主張する事実の要旨及び措置要求	4
第 2	除斥	4
第 3	要件の審査	4
第 4	監査委員の判断	4
第 5	監査の実施	5
1	請求人の証拠の提出及び陳述	5
2	監査対象事項等	5
第 6	事実関係の確認	5
第 7	監査の結果	6
第 8	監査の結論	6
第 9	監査委員の意見	6

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年8月8日

2 請求者

4人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件請求は、当市に於ける公金支出の適正度を調査した結果、その一部が関係法令や財務規則、社会通念や市民感情に反する、違法・不当な財務会計行為に該当性を有すると思料される為、別紙事実証明資料を添えて住民監査を求めるものである。

その違法・不当行為に対して疑義を抱く端緒となったのは、情報公開請求により一部公開された公文書であり、詳細は以下の通りである。

一般会計2款1項1目11節需用費の内の食糧費（以下単純に「食糧費」という）に係わる支出関係書類の内、平成25年7月29日に炭火焼・寿司店の『浜銀』にて情報懇談会（情報一部非公開により詳細は不明）の名目で会食した際の支出負担行為兼支出命令書、別紙出席者名簿、請求書の3点を調査した結果、2つの問題点が顕在化した。

- (1) 先ず、懇談会の出席者は4名であり、交際相手方1名については団体・会社名、役職、氏名、備考の全てに於いて非公開となっているが、当市からは市長の●●●●氏（以下「市長」という）、代表監査委員の●●●●氏（以下「委員」という）、総務企画部総務課秘書室主幹兼室長の●●●●氏（以下「室長」という）の3名が出席している。何れの役職名も当時のものを指すが、ここで問題となるのは当市出席者の役職である。市長と室長が同席することに違和感は覚えないのだが、そこに委員が加わることには大いなる疑念を抱かざるを得ない。

そもそも行政機関に於ける委員の職務は、主として市の財務及び経営に関する事務の執行管理に対する適正化にあり、『湯沢市監査基準』（以下「基準」という）第2条に規定されるように「監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法及び不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置き監査等を実施し、もって市行政の適法性、効率性及び妥当性の保障を期すものとする」（傍点筆者）立場にある。

さらにその具体的使命について付言すれば、関係法令により付与された権

限に基づき、当市財務に関する事務事業の執行に対して監査を実施し、基準第3条の規定により「その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与」（傍点筆者）しなければならないとされる。

にもかかわらず、斯様な職責を担う委員が行政庁のトップ等とアルコールを伴う会食を共にする行為は、不要なしがらみや利害関係等を生じさせ、内部統制の観点からみて、委員に本来的に求められる厳格な意思決定を阻害させる結果を招くだろうことは自明の理である。

例えば、昨今の民間企業では社外取締役制度を導入するケースが増えつつあるが、その本来的な効果の是非は別として、その本旨は、内部昇格した常勤の取締役に対し、社内のしがらみや利害関係等に縛られることなく、第三者的な視点から業務を監督することにある。

これは行政機関にあっても同様の問題を孕んでおり、委員はその職責を全うすべく、その阻害要因となり得るしがらみや利害関係とは、節度ある一定の距離感を保つべきである。

本件では食糧費から支出された公金で会食の席に着いた委員の是非を問うているが、では自らの行為（委員の交代があっても）に対して公正中立な立場で、経済性や効率性、有効性の観点から業務内容や公金執行を精査し、その違法・不当性に対するジャッジを行えるだろうか。そして、その結果を執行機関のトップたる市長等に提出する際、一切のしがらみを排して報告できるのだろうか。甚だ疑問である。やはり監査される側とする側が会食を共にすべきではないのである。

基準は第4条で「監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない」（傍点筆者）と規定し、同様の規定が地方自治法第198条の3にもあるが、本件はこれらに抵触する違法・不当行為にほかならない。

(2) 次に、当該懇談会が行われた浜銀が発行した領収書の内訳を調査すると、幾つかの疑問点が浮上してくる。

まず、懇談会の出席者は4名であるにもかかわらず、単価5,000円の御料理の数量が5となっているが、何故整合性がとれないのだろうか。他にも単価650円のアサヒ熟撰プレミアムビールの数量も同じ5となっている。この符合を読み解く場合、あくまで一般論ではあるが、まずはビールで乾杯して

から各々が好みの飲み物を追加注文するのが通例と考えるのが自然で、事実当該請求書には他に冷酒やウーロン茶、赤ワインの記載がある。

仮に、料理の数量が出席者と同数の4であれば、誰かがビールをおかわりした結果と考えることも可能なのだが、請求書の記載内容を一般的な感覚で額面通りに捉えれば、料理と乾杯用のビールが5名分当初から用意されていて、別紙出席者名簿には記載のない第3者1名を加えた5名での会食だったのではないかとの疑義を禁じ得ない。では、何故名簿に記載がないのか。推測可能な最も確立性の高い回答は、本市とは何ら関係性のない公金を支出してはならない出席者が1名いたからであろう。

若しくは、実際には4名分の料理しか注文していないが、請求書を水増ししてもらうことで裏金を捻出したという推論も成り立つかもしれないが、斯様な推測は単なる邪推に過ぎないのだろうか。

或いは単純に、当初5名が出席する予定だったが、キャンセル不能なタイミングで欠席者1名が生じた結果なのだろうか。しかし、そうであるなら名簿には欠席者も明記して、欠席事由を備考欄に記載すべきである。何故斯様な不可解な案件に対して、総務企画部総務課及び会計課の各課長、班長、担当が揃って決裁、審査の判を押しているのだろうか。ガバナンスが機能していないとしか言いようがない。

何れにせよ、出席者が御料理の数量5名分通りだったとしても、名簿通りの4名だったとしても、或いは大食漢が2人前を食しただけだったのだとしても「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」（傍点筆者）ことを規定した地方財政法第4条に反する触法行為に変わりはない。

さらに、本件の違法性はこれだけにとどまらない。出席者が4名であろうと5名であろうと、アルコールの量が多過ぎる。前述のビール650円×5の他にも、両関冷用酒単価2,000円×2、赤ワイン単価4,000円×1を注文しているが、これは一般的にほろ酔いの程度を超えている。

公金を原資とした食糧費からの支出で酒類提供が許容される範囲は、あくまで接遇相手方との懇談を円滑に進める範囲内にとどまるものでしかない。

勿論アルコールに対する強弱はアセトアルデヒド脱水素酵素の有無、またはその強弱によって個人差はあるものの、私費での飲食とは異なり、社会通念や市民感情に照らして、公金で飲むには適量を逸脱している。

よって、以上のような理由により、平成25年8月8日付で食糧費から支出された38,860円の全額を市の損害と認定し、その全てを市へ返還する勧告を出すことを強く求める。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

- ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚
(平成25年7月29日命令日 平成25年8月8日支払日) 1枚
- ② 上記に添付された出席者名簿の写し1枚、請求書の写し1枚

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

本請求で請求人は、(1)平成25年7月29日『浜銀』において開催された情報懇談会時に監査委員が、行政庁のトップ等とアルコールを伴う会食を共にする行為は、不要なしがらみや利害関係等を生じさせ、内部統制の観点からみて、委員に本来的に求められる厳格な意思決定を阻害させる結果を招くだろうことは自明であり、その行為は地方自治法第198条の3に抵触する違法・不当行為であると主張している。

また、(2)では平成25年7月29日『浜銀』において開催された情報懇談会時にビール・冷酒・ワイン等を飲酒しているが出席者が5人であろうとアルコールの量が多過ぎであり、公金で飲むには適正量を逸脱しており地方自治法第4条に反する触法行為である。食糧費から支出した38,860円の全額を市の損害と認定し、その全てを返還する勧告を出すことを求めている。

第2 除斥

本件監査に当たり、●●監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年8月21日に伊藤監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第4 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、上記(1)(2)の主張は、いずれも平成25年7月29日『浜銀』で開催された情報懇談会時における監査委員と市長等がアルコールを伴う会食を

共にする行為については、地方自治法第198条の3に抵触する違法・不当行為、また、アルコールの量が多過ぎ公金で飲むには適正量を逸脱しているため、地方財政法第4条に反する触法行為であり食糧費から支出した経費を全額返還する勧告を求めるとの主張について、要件を満たしているので監査を実施することとした。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年9月16日に証拠の提出及び9月17日に陳述の機会を設けたが、9月12日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第6 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

平成25年7月29日開催の情報懇談会の参加者は、市長、●●監査委員、秘書室長、地域経済の活性化及び教育行政の発展等に寄与された2名、合計5名であったことを確認した。

職員からの事情聴取によれば、本情報懇談会は●●監査委員については、他市において収入役及び助役・副市長を歴任しており長年に渡り地方行政に携わっていることなど卓越した知識と経験及び実績を持ち合わせていること、また、他の2名の方は、地域経済の活性化及び教育行政の発展等に寄与された方であり3名とも豊富な経験及び実践例を持っているので、それを披露してもらい今後の本市政策に反映することを目的とした情報懇談会であった。

経費については、一人当たりの料理を5,000円、お酒等（ビール・冷酒・ワイン・ウーロン茶・ライム）は、2,402円計7,402円で5人での合計額は38,860円（消費税含む）、これを総務課食糧費より湯沢市財務規則（平成17年3月22日規則第49号）第53条第2項に基づく支出負担行為兼支出命令書により平成25年8月8日に債権

者に口座振込みされていることを確認した。

なお、●●監査委員から上記情報懇談会に要した一人分経費7,772円(消費税含む)について戻入れの申出があったため、平成26年6月3日に平成26年度湯沢市一般会計歳入(諸収入)に納入されていることを確認した。

第7 監査の結果

本請求については、(●●監査委員除斥) 次のように決定した。

本請求書で請求人は、(1)平成25年7月29日『浜銀』において監査委員と市長等がアルコールを伴う会食を共にする行為は、不要なしがらみや利害関係等を生じさせ、内部統制の観点からみて、委員に本来的に求められる厳格な意思決定を阻害させる結果を招くだろうことは自明であり、その行為は地方自治法第198条の3に抵触する違法・不当行為であると主張している。

しかしながら住民監査請求の対象は、財務会計上、当該地方公共団体に損害が発生した事実に限られ、本請求で請求人は、憶測ないし疑念を述べているに過ぎず、市に損害を与えたとはいえない。

また、本請求書で請求人は、(2)平成25年7月29日『浜銀』において開催の情報懇談会時のアルコールの量が多過ぎであり、公金で飲むには適量を逸脱しており地方財政法第4条に反する触法行為であるとし、食糧費から支出した38,860円の全額を返還する勧告を出すよう主張している。

本件の情報懇談会は、その目的とするところが、行政施策及び行政運営の在り方や地域経済の活性化及び教育行政の発展等について、今後の本市の施策推進の助言を得ることにあつたことから、市長はじめ関係者を含め合計5名で開催したものである。

その経費として、食糧費より一人当たりに換算すると7,772円総額38,860円(消費税含む)が支出されたが、この金額については、社会通念上許される範囲を逸脱しているとは言えない。

このことから、違法・不当なものではなく、本件請求には理由がないものである。

第8 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。